

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2014 年 1 月 30 日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 064-0806

住所

札幌市中央区南6条西11丁目1284番地4
高砂サニーハイツ401

電話番号 011-522-9772

評価機関名 特定非営利活動法人
福祉サービス評価機構Kネット

認証番号 北海道 第12-003号

代表者氏名 理事長 吉村 信義



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	吉村 信義	総合	第0001号
	(2)	深澤 雅子	福祉医療保健	第0010号
	(3)	吉村 政修	福祉医療保健	第0217号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	もみじ台北保育園			
設置者名称	社会福祉法人 愛和福祉会			
運営者(指定管理者)名称	社会福祉法人 愛和福祉会			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2012 年 6 月 28 日	～	2014 年 1 月 30 日	
利用者調査実施時期	2012 年 9 月 1 日	～	2012 年 10 月 30 日	
訪問調査日	2012 年 11 月 2 日			
評価合議日	2013 年 4 月 19 日			
評価結果報告日	2014 年 1 月 30 日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 福祉サービス評価機構Kネット

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称: 社会福祉法人 愛和福祉会

代表者氏名: 理事長 小林 寛

所在地: 〒065-0024 札幌市東区北24条東18丁目15番地 TEL 011-781-4858

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

別紙のとおり

◇改善を求められる点

別紙のとおり

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

五年ぶり二回目の受審になります。今ある環境を最大限活かしながら、保育に取り組んでいる職員の姿勢や子ども達の様子等、肯定的に評価していただきました。保護者からのアンケート内容等、謙虚に受け止め、保育の振り返りや人的環境等、改善点も見い出せました。今後も組織として、より良い職員集団の構築を目指し、子どもの最善の利益を探求すると共に保育園の責務を果たしていきたいと考えます。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

◇特に評価の高い点

1) 保育目標の実現

当園は「元気いっぱい遊ぶ子ども・意欲と思いやりのある子ども・心豊かな子ども」を保育目標に日々の保育に取り組んでいる。園児の明るい生き活きとした表情に迎えられ、各コーナーでは遊びに集中する姿がある。子どもの作品展示の場を広くとり、作品を掲出し、玄関には「今月の誕生会の子ども」の顔写真が掲示するなど、子供 1 人ひとりが主人公で、大切にされ元気いっぱいに遊び、心豊かな保育の姿がみられる。

職員は内外の研修会に積極的に参加して、保育サービスの質的向上を図るとともに、保育目標の実現のため組織的な取り組みに努めている。

2) 良好な設備環境と地域との連携

当園は閑静な住宅街にある。2階建ての鉄筋コンクリート造りの建物は、各保育室のほか広い遊戯室や保護者との相談室が配備され、建物に続く園庭は広く確保されている。

園庭の周囲は菜園として野菜を育て、自然との触れ合いを意図している。日当たりの良い園庭には砂場、滑り台、椅子が配置され、成長に見合った玩具や絵本、教材等が適切に用意されており、室内・外ともに安心して遊び、生活できる環境が整備されている。

また、地域とのかかわりを大切にし、諸行事などの連携や各種相談に引き受けるなど、その専門性を地域に還元できるよう努めている。

3) 個々の特性の尊重と発達に応じた保育

障がいのある子どもを積極的に受け入れ、子どもの発達に保育士が留意し、保護者と連絡を図っている。子どもの個々の特性を尊重し、一人ひとりに見合った成長を促すよう全職員が協議して関わり、異年齢保育を含め自然な形で受け入れている。

職員は、障がいに関する研修や会議で認識を高め、共有して必要な専門機関への受診や相談を促し保護者と共に育つよう努めている。

◇改善を求められる点

1) 自己点検・自己評価の試み

職員の業務成績・情意・能力等に関する人事考課が目的の取り組みはないが、年 2 回業務の基本的認識に係るチェックリスト 80 数項目の業務自己点検を行い、園で自らの強みや課題をまとめ、業務に活かしている。このリストは個別的、組織全体にとっても有効な内容を備えているので、さらなる分析の成果を有効に生かす工夫を期待したい。

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 24 年 10 月 1 日

事業者名 (法人名)	社会福祉法人 愛和福祉会		
事業所名 (施設名)	もみじ台北保育園	種別	保育所
事業所所在地	〒 004-0014 札幌市厚別区もみじ台北4丁目3-1		
電 話	011-897-0461		
F A X	011-897-0485		
E-mail	m.takahashi@aiwafukusikai.or.jp		
U R L			
施設長氏名	高橋 美佐子		
調査対応ご担当者	高橋 美佐子 (所属、職名：園長)		
利用定員	150 名	開設年	昭和 48 年 11 月 1 日
<p>理念・基本方針： 法人の基本理念は「子どもも高齢者も障がいを持つ者もすべて平等であり、個人の尊厳を認め合い、共に生き豊かな社会を目指します」。</p> <p>「乳幼児時期は人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、かつ保育所は乳幼児がその生活時間の大半を過ごす場であるという視点に立つ」ことを保育の基本としています。基本を重視して心豊かに育つ環境づくりと、子どもの健全な発達を積極的に促すことをめざします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の生活の中でいろいろな体験を通して「生きる力」を育てる。 ・戸外に出て元気に遊び健康な身体をつくる。 ・一人ひとりの子どもの人権を尊重し「ともに生き、ともに認め合い、ともに育ち合う」環境づくりに努める。 ・人と人との関わりの中で、愛情と信頼感・人を思いやるやさしい心を育てる。 <p>以上を基本方針として安心して利用いただける保育園をめざし努力しています。</p>			
開所時間 (通所施設のみ)	午前7時 ~ 午後7時		

【本来事業に併設して行っている事業】

【利用者の状況に関する事項】（平成24年10月1日現在）

○年齢構成（成人施設の場合（老人福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6ヶ月未満	6ヶ月～1歳3ヶ月未満	1歳3ヶ月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
3名	4名	11名	27名	24名	34名
5歳児	6歳児	合 計			
29名	14名	146名			

○障害等の状況

・身体障害（障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
視覚障害	名	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障害（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障害（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育園を除く)

	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間: _____)

【職員の状況に関する事項】(平成24年10月1日現在)

○職員配置の状況

	総数	施設長	事務員	主任指導員	指導員
常勤	21名	1名	名	名	名
非常勤	7名	名	名	名	名
	主任介護職員	介護職員	保育士	看護職	OT、PT、ST
常勤	名	名	19名	名	名
非常勤	名	名	3名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	名	名	1名	名	名
非常勤	名	名	4名	名	名

※高齢者福祉サービスでは「指導員」を「(生活・支援)相談員」と読み替えてください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	19名 (3名)
	名 (名)
	名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積	㎡		
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年	
(4) 改築年	平成	年	

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	1666.01㎡		
(2) 園庭面積	564.00㎡		
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園(300平米ぐらい)に行つて外遊びを行っている。		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	昭和	48年	
(5) 改築年	平成	17年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別（該当にチェック）	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制		
(2) 建物面積	㎡		
(3) 敷地面積	㎡		
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和	年	
(6) 改築年	平成	年	

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 24 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

2 人

・ボランティアの業務

保育（子どもの関わり）補助 ・ 作り物作業のお手伝い

【実習生の受け入れ】

・平成 24 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 10 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

年 2 回の個人懇談と年 2 回のクラス懇談にて保護者の意見を聞く場とし、また、園側の方針等を伝える場としている。しっかり内容を聞き、意見や提案を記録に残し全職員で検討し周知している。保育の改善に反映している。意見提案のあった保護者には速やかに報告する体制をとっている。

【その他特記事項】

評価細目の第三者評価結果（保育所）

社会福祉法人 愛和福祉会

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

もみじ台北保育園

Ⅰ-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
Ⅰ-1-(1)-① 理念が明文化されている。	a	法人の基本理念は「子どもも高齢者も障がいを持つ者もすべて平等であり、個人の尊厳を認め合い、共に生き豊かな社会を目指します」とあり、事業計画書、入園のしおり、園のパンフレットなどに明記し、運営の基本としている。
Ⅰ-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a	理念に基づき、「子どもの生きる力を育てる」「健康な体を作る」「ともに生き、ともに認め合い、ともに育ち合う」「思いやる心を育てる」を基本方針とし、具体的な目標と保育課程編成の基本として明記している。
Ⅰ-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
Ⅰ-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a	定例月・週の職員会議、業務所掌の諸会議での計画・実施過程を踏まえて理念や基本方針を確認し、周知徹底をはかっている。
Ⅰ-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a	入園時から就園の間、保護者とのクラス懇談会や個別懇談会、園だより等で、機会ごとに理念や基本方針に基づいた保育の実践を周知徹底するよう努めている。

Ⅰ-2 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	a	中長期計画は財務・地域の保育ニーズに添った運営、人材の確保・養成、施設・設備等の計画を骨子に策定している。
Ⅰ-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a	各年次の事業計画は中長期の計画に基づき、年次計画を具体化して策定し、事業計画書としている。
Ⅰ-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
Ⅰ-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a	園の事業計画は職員全員が役割に応じた組織を下に、年間の定例会議で各運営課題に応じた協議を行って、事業計画書を策定している。
Ⅰ-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	a	事業計画策定にあたっては、園の組織に属する全職員が参画して作成し、職員会議などで全体の合意と周知をはかっている。
Ⅰ-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a	年間の基本的な保育の運営方針、定例会議、年間行事、保護者懇談会などを示すとともに、事業計画書を閲覧できるように掲示している。

Ⅰ-3 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a	園長の役割は、保育園管理規定、職務分掌に明示され、職員会議、研修、災害、事故等の対応で役割と責任を明記している。また、職員会議や園内研修等で表明し、理解されるよう取り組んでいる。

I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	園長は、法令遵守の観点で各種研修会、法人の保育園部会に参加している。児童福祉法や保育所保育指針等、遵守すべき法令などをリスト化して事務室に備え、職員会議や研修会などで遵守すべき法令などの周知を図っている。
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a	園長はじめ係長、主任が指導の軸となり、編成された各部の保育組織の質的向上を目的に、意欲的で効果的な保育のための取り組みを指導している。
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a	財務・経理、人事・労務、施設・設備等の経営や業務には、園長を軸に地域・保護者の保育ニーズを踏まえ、組織的な所掌に応じて、質的な効果・効率を目指した運営に努めている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a	社会福祉事業全体の動向は、外部研修や法人の保育部会等から情報を得ている。少子化による地域での需要の変化にあわせ、子育て支援など運営の多様化を図りながら、事業経営の維持発展に努めている。
Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a	保育園の利用状況とその変化、利用者の生活実態等事業経営の動的基礎を把握して、その課題の発見に努め、解決の為に組織的検討を重ねている。
Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	a	公認会計士事務所と財務・経理、業務一般について年間定期的に点検し、業務状況につき、意見を述べる契約を結んでいる。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a	人材確保などのプランでは、法人保育部会で各園の状況を取りまとめ、法人本部が正職、非常勤職員を含めた6保育園の職員配置計画を策定し、人事を統括している。他に待機児童対策など各園の状況に応じた対策が図られている。障がい児保育の専門研修も行われている。
Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	b	成績・情意・能力などを骨子とする人事考課は実施していない。職員は年2回、保育業務全般に関する自己評価を行い、保育の改善に向け、園全体の保育の資質の向上に活かしている。今後、客観性、公平性、透明性のある人事考課法の検討を期待したい。
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a	職員の就業状態は、有給休暇・時間外勤務、産休・育休・病休等を定期的に点検して、法令による休暇取得等の業務状況の改善に努めている。担当者による職員との個別面談は、年1回実施し、希望に応じている。
Ⅱ-2-(2)-② 職員の福利厚生事業や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a	全道的な福利厚生事業に参加し、日常の健康管理や有給休暇の取得の促進を図っている。非常勤職員も含め、職員の健康維持にあたりとともに、職員組合との定例協議で改善の仕組みが検討されている。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a	中長期計画では、組織力強化、人材の確保と育成などを行っている。職員の教育・研修の基本姿勢は、管理規定に明示している。法人保育部会では年間研修計画を示し、園独自の計画も策定している。
II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	a	年間の保育課程に職員の社会的責務と資質向上等を挙げ、園組織の研修部が積極的自己研鑽を促すとともに、園内外での個別的な研修計画を基に、具体的な取り組みを行っている。
II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a	職員は、年2回の保育業務全般の自己評価を行い、業務内容を点検・反省を行っている。また、職員は研修を修了後、報告書を作成し、研修内容を発表する機会を設けている。園内外の個別研修を含む研修を評価し、見直しを行っている。
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習生の受け入れ・育成は年間事業計画書に明記し、受け入れマニュアルを基に園の組織的な取り組みとしている。

II-3 安全管理

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a	園長が中心となり救急時の安全体制を整え、定期的な組織・設備等の点検、事故防止等の訓練や緊急時の対応につき検討を重ねている。
II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保の取組を行っている。	a	予測可能な災害対応には保護者にも対応策を配布する等職員・家族連絡網などの整備、避難路・場所等の明示、消防署等との定期的避難訓練の実施に努めている。
II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a	子どもの安全確保のため、施設設備の点検、ヒヤリハット・事故報告書を用いて、事故要因の分析、対応策の検討を行っている。法人保育部会で状況報告をして、園内研修で全職員に周知し、安全対策に努め実行している。

II-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a	園児の地域行事への参加が積極的に行われている。地域の学校（小・中・高）の総合学習授業を受け入れ、教育活動の一環として交流している。
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a	子育て支援事業として園を解放し、子育てに関する情報や具体的な遊び方などを伝えている。また、電話・面談による相談を開催し、保育園の機能を活かしている。
II-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a	ボランティア受け入れマニュアルがあり、今年度は2名のボランティアを受け入れている。事業計画に明文化し、マニュアルにそって、組織的な対応の取り組みを行っている。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a	児童相談所、消防署、警察署等の他、近隣公園等の活用など関係社会資源をリスト化して、園の組織的な活動とすることができるよう周知を図っている。
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a	小学校職員との話し合い、行政などと個別のケースについて検討会議を開催、情報を共有して問題解決にあたっている。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a	地区私立保育園連盟・地区園長会、行政との情報交換、育児相談窓口、意見箱を設置して、子育てニーズの把握に努めている。
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a	地域のニーズ等に基づいた一時預り事業、障がい児保育、延長保育、子育て支援事業などが実施されている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	法人の保育理念や基本方針に基づき、地域の実態や保護者の意向を配慮し、子ども一人ひとりを尊重した保育計画を作成している。職員には職員研修や会議等で周知を図ると共に、保護者にも共通の理解をもてるよう懇談会等において説明している。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a	法人としてプライバシー保護に関するマニュアルを整備し、職員会議などで職員に周知徹底を図っている。性差への配慮を含め、着替えの際のロッカーの配置やトイレのドアの設置など、子どもと保護者のプライバシー保護に取り組んでいる。
Ⅲ-1-(2) 利用者の満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a	日頃から保護者が話しやすい雰囲気作りに努めている。年2回の定期的な個人懇談会や保育参加の開催、園だよりやクラスだよりの発行により保護者への理解を図っている。同時に、直接保護者の意見や意向をくみ取り、満足度の向上に努めている。
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a	個人懇談会、保育参加行事、連絡帳のやりとり、個別の相談などで随時応じている。意見箱や相談室を保護者の分かりやすい場所に設けるなどして、環境を整備している。
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a	苦情解決責任者、苦情受付担当者、複数の第三者委員を配備している。「入園のしおり」やホームページで苦情解決システムの周知を図ると共に内容や解決結果について必要に応じ、「園だより」や園内掲示板で報告している。
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a	保護者の意向や要望に応じて会議で検討し、速やかに対処するよう努めている。法人の苦情解決規定に沿った取り組みがなされている。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a	職員会議、保育・乳幼児会議等の役割と機能に応じて、定期的にサービス内容を評価する体制が構築され機能している。第三者評価実施と共に年2回職員の自己評価と年1回、園の自己評価を実施している。
Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a	各会議での評価結果の分析結果や課題を適切に文書化し、全職員が供覧することにより課題の共有化が図られ、改善計画の策定に繋げている。ホームページに園の自己評価を掲載している。

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a	保育理念や方針に基づき、指導計画に個々の保育目標や内容が、具体的に記載されている。提供するサービスについて、健康管理・乳児保育・感染症対策マニュアルなどが整備されている。
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	「保育業務マニュアル」は、保育部会や職員会議などの場で定期的、あるいは必要に応じて見直しを行っている。見直しの際には、職員からの提案や保護者からの意見や要望が反映されるよう取り組んでいる。
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a	指導計画は具体的な保育内容を示し、計画に基づいて記録されている。子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、日常生活状況等が適切に記録されている。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	記録管理は、法人の個人情報保護規定に沿って実施している。保管、取扱いについて職員は充分配慮し、守秘義務の遵守徹底に努めている。
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a	ケース会議を週に1度行い、子どもの発達状況や保育目標、保育状況について話し合い、課題・対応は文書化し供覧するなど職員間の情報の共有化に努めている。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a	パンフレットに保育所の理念や内容を記載し、配布している。見学希望者を受け入れ説明を行い、ホームページでは保育方針、保育内容、施設環境、行事など詳細な情報提供をしている。
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a	「入園のしおり」に保育方針やサービス内容、1日の流れ、料金、健康管理、連絡方法、苦情解決システムなどを記載し、配布・説明している。利用開始にあたっては利用者から同意書を受け取っている。
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	小学校への移行については、定められた様式により記録して引き継いでいる。転園や家庭への移行に際しては保育の継続性に配慮し、個人情報に考慮しながら、必要な情報を伝えている。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a	規定の様式に従いアセスメントを実施している。子どもの発達、生活状況を統一した様式によって把握、記録しており、定期的、計画的な見直しを実施している。身体的なことについては、医療機関の協力を得ている。
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	a	子ども一人ひとりの指導計画の策定については、保育課程に基づき、利用者の状態、意向も踏まえて保育会議、乳幼児会議で合議し、管理責任者の同意を得て成立するシステムが構築されている。
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	指導計画の評価や見直しは、定期的に保育・乳幼児会議、職員会議等でなされている。また、その結果は速やかに関係職員に周知されるよう手順も整備されている。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a	保育課程は保育方針や保育目標に基づき、子どもの心身の発達や保育時間、家庭環境、地域の実態に即して、子どもの最善の利益を基本方針として編成している。全職員で定期的に評価を行い、評価結果に基づき改善している。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	保育室は日々点検し、衛生面や安全性に配慮して環境を整備している。保育士は個人別の担当制としている。連絡ノートや口頭で家庭との連絡を密に取り、個々の健康管理に配慮している。睡眠時は定期的に呼吸や身体状況を観察している。離乳食等必要な情報は記録し、職員全員が共有している。
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	個別指導計画を作成し、心身の状態を把握している。基本的な生活習慣の形成と育ちを見守り、自発的な活動を促してゆく対応を心がけている。探索行動が充分行われるように周囲の環境に配慮し、子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動がとれるよう保育者が関わっている。
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	子ども一人ひとりの育ちに応じて、基本的な生活習慣の定着が図られている。異年齢保育を通し、子どもの発達・興味・関心に合わせ、自由に選択できる遊びの時間や空間が確保されている。遊びを通して自発的な行動や友達と共同して活動ができるよう保育者が働きかけている。
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	a	卒園する子どもには進学する小学校に「保育所児童保育要録」を送付している。運動会等、小学校行事の見学を保育士と共にに行い、発達等が気になる子どもについては保護者と話し合い、関係機関と連絡をとっている。生活や発達の連続性を踏まえ、小学校との積極的な連携を行っている。
1-(2) 環境を通して行う保育		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境を整備している。	a	採光、換気、保温、清潔など環境保健に配慮している。用務員が配置され、室内の清掃などを行い、寝具はクリーニングや乾燥を定期的に行っている。保育室はオープンスペースになっており、仕切った空間に絵本や積木、ままごと等を配置し、子ども達が自由に遊び、安心して過ごせるように配慮している。
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a	食事、排泄、睡眠など、基本的な生活習慣を身につけるよう環境整備をしている。嗽や歯磨き用の自分のコップを用意し、習慣づけしている。園庭には砂場や遊具を配置し、戸外で積極的に遊ぶことができるよう整備し、午睡は安心して心地よい眠りにつけるよう配慮している。
A-1-(2)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	a	コーナー保育を取り入れ、子どもが自主的に遊びを選び、集中して遊べるように働きかけている。子どもの発達、興味、関心に合わせ自由に選択できるよう玩具や本などを用意し、遊びの中で順番を守るなど社会的ルールを身につけるよう配慮している。

<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>戸外遊びを通して自然や社会と関われるよう環境整備している。園庭の周囲には菜園があり作物を育て収穫を楽しむことができる。近隣の公園に出かけ四季折々の自然に触れたり、バス遠足や公共交通機関を利用しての社会見学を行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの自由な発想が活かされるよう保育環境に配慮している。劇や歌などの学習発表会を行い、絵画では作品展示の場を設けている。絵本の読み聞かせや専門家による英語教室があり、様々な体験を通して表現活動の活発な体験に繋げている。</p>
<p>1-(3) 職員の資質向上</p>		
<p>A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p>	<p>a</p>	<p>自らの保育実践を振り返り、職員は個人の自己評価を年2回行っている。園の自己評価は年1回行い、法人ホームページで公表している。また、評価機関による第三者評価を定期的に受審し、評価結果を職員会議等で話し合い、学び合いや意識の向上につなげている。</p>

A-2 子どもの生活と発達

<p>2-(1) 生活と発達の連続性</p>		
<p>A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>子ども一人ひとりを受容した保育内容や、保育士の援助が適切に行われている。個々の育ちを把握し、家庭環境や生活リズム、身体的成長の差等から生じる子ども一人ひとりの違いを受け入れ、職員間で理解を深め、きめ細かな援助するよう努めている。</p>
<p>A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>a</p>	<p>障がいのある子どもを受け入れ、安心して生活できる保育環境を整備している。個々の発達に配慮しながら保育内容について保育所全体で話し合い、検討している。保護者とは常に情報交換を行い、必要に応じ専門機関との相談や助言を受けている。室内はバリアフリーで室内環境に配慮している。</p>
<p>A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>a</p>	<p>1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、計画性をもった取り組みとなっている。軽食が用意され、ゆっくり寛げる雰囲気をつくり、異年齢の子どもと遊べるよう配慮されている。職員間の引き継ぎ、保護者との連絡体制は文書や口頭で行っている。</p>
<p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>	<p>a</p>	<p>健康管理に関するマニュアルや保健計画を作成している。個々の健康状態を把握するよう保護者と連絡をとり、既往症や予防接種の情報を確認し、体調の優れない子については、保護者と相談し、食事の内容など柔軟に対応している。</p>
<p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>栄養のバランスに配慮し、食べることを楽しみ、積極的に食事に携わる体験ができるよう工夫している。調理場はガラス戸から内部を見ることができ、盛り付け、配膳下膳は自分でやっている。保育士や仲間の子も達と一緒に食事は楽しみとなっている。</p>
<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>a</p>	<p>食事は子どもの身体状況や嗜好を考慮し、献立を作成している。季節の食材を取り入れ変化をもたせる他、食器にも配慮している。残食記録や検食簿から実態を把握、見直しを図り、改善している。毎日食事のサンプルを玄関前に掲示している。</p>

<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>a</p>	<p>嘱託医による内科検診は乳児は毎月、幼児は年2回行い、記録を保護者に報告している。歯科検診は年1回実施し、幼児には毎日の歯磨き指導をしている。健康診断・歯科検診の結果は職員も情報共有し、保健計画に反映させている。</p>
<p>2-(3) 健康及び安全の実施体制</p>		
<p>A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>除去食に関しては医師による検査結果及び意見書を提出し、専門医の指示のもと、個別に保護者と話し合い、代替え食品を提供している。誤食がないよう職員全員で共通理解をし、複数のチェック体制を定めて対応している。</p>
<p>A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>調理場や手洗い場などは「衛生管理マニュアル」に沿って清掃、消毒等の衛生管理を徹底している。全職員が「感染症対応マニュアル」を基に食中毒発生の防止策を理解し、園として防止対策を整えている。発令される食中毒警報を周知し、発生時には責任者を中心に組織的に対応できるよう体制を整備している。</p>

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
<p>3-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。</p>	<p>a</p>	<p>食育計画を作成している。職員は家庭と連絡をとりながら園や家庭の食事について取り上げ、保護者には「給食便り」で毎日の献立やレシピを紹介して情報交換し、連携を図りながら子どもの食生活の充実を図っている。</p>
<p>A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>毎日の送迎や連絡帳を活用し、日常的に情報交換をしている。園内の掲示板や「園便り」で行事や必要な情報を伝え、個人懇談会では個々の相談にのる等、日々のコミュニケーションにより保護者との信頼関係がつけられている。</p>
<p>A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。</p>	<p>a</p>	<p>年2回の個人懇談会、クラス懇談会、年度末には新入園児の全体懇談会を開催し、話し合いの場を設けている。親子参加行事では餅つき大会を行い、子どもの発達や生活について、共通の理解を得る為の機会を設けている。また、相談室を配置し、いつでも保護者からの相談に応じられるよう努めている。</p>
<p>A-2-(1)-④虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>児童虐待防止マニュアルを策定し、職員は内外の研修を受講し、必要に応じて他機関との連携を図るよう体制を整備している。日々の視診をきめ細かに行い、子どもの心身の状態や家庭の養育状況を把握し、園全体で情報共有し、不適切な養育が疑われている子どもの早期発見、及び虐待の予防に積極的に努めている。</p>